

嘉手納飛行場等におけるパラシュート降下訓練に関する意見書

去る10月29日、在沖米空軍は、県及び地元自治体等の再三にわたる訓練の中止要請や批判の声、日本政府の中止申し入れを無視するかのようになり、嘉手納飛行場においてパラシュート降下訓練を強行した。

嘉手納飛行場周辺は住宅や学校等が密集していることから、同飛行場内におけるパラシュート降下訓練は、一歩間違えば人命及び財産にかかわる重大な事故につながりかねない極めて危険なものであり、基地周辺住民を初め県民に大きな不安と恐怖を与えている。

パラシュート降下訓練については、平成8年のSACOの最終報告で伊江島補助飛行場への移転が合意されたが、米軍は例外的な場合に限定されている嘉手納飛行場での訓練を繰り返し、年間での訓練回数が、今回でSACO合意後最多となる4回目を数えるなど訓練が常態化しており、基地負担軽減に逆行する同飛行場でのパラシュート降下訓練は、到底容認できるものではない。

一方、移転先である伊江島補助飛行場においても、パラシュート降下訓練中の海兵隊員が、提供区域外の畑や県所有の飛行場に降下する事故も続発している。

政府においては、パラシュート降下訓練に係るSACO合意事項の恣意的な運用を行う米側に対し毅然とした態度で臨むとともに、県民の過重な基地負担を軽減するよう、一層の取り組みが必要である。

よって、本県議会は、県民の生命、財産及び生活環境を守る立場から、嘉手納飛行場におけるパラシュート降下訓練の実施に対し厳重に抗議するとともに、今後、同飛行場での当該訓練の禁止並びに伊江島補助飛行場での降下事故に対する原因究明及び再発防止策を講じるよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年11月27日

沖 縄 県 議 会

内 閣 総 理 大 臣	} 宛て
外 務 大 臣	
防 衛 大 臣	
沖縄及び北方対策担当大臣	